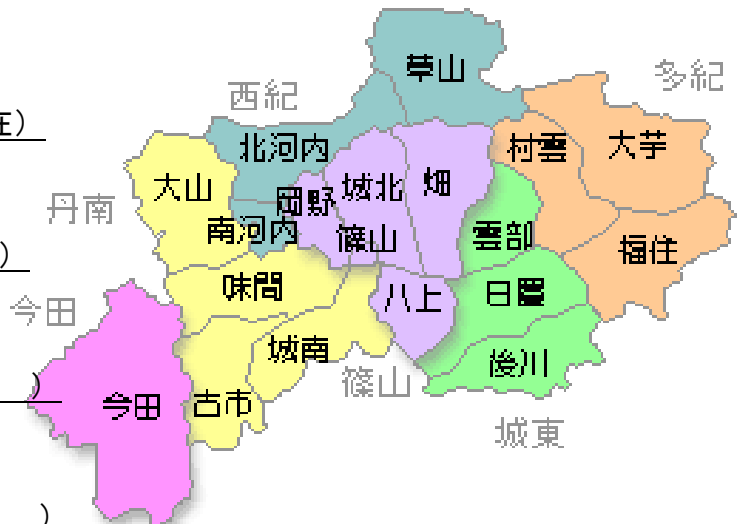


篠山市の市民活動

H24.6.22（金） 14：00～
篠山市民センター 多目的ルーム1

篠山市の現状

面積	377.61k m ²
地区数	19 (右図参照)
自治会数	261 (H24.4.1 現在)
最大	23 (今田)
最小	4 (西紀北《草山》)
人口	44,415人 (")
最大	9,066人 (味間)
最小	484人 (後川)
世帯数	16,833世帯 (")
最大	3,546世帯 (味間)
最小	181世帯 (後川)
高齢化率	27.85% (")
最大	39.65% (大芋)
最小	20.87% (味間)



<篠山(丹波地域)の市民意識>

- 県民意識調査（第16回） <http://web.pref.hyogo.jp/ac20/kocho.html>
平成22年度実施 テーマ：『県民主体の「参画と協働」の広がりについて』

調査項目 「地域活動への参加度合い」 から抜粋

◆丹波地域は地域活動への参加割合が高い

環境保全活動、安全な生活のための活動、スポーツ・文化・芸術活動、まちづくり活動をはじめ、丹波地域は地域活動への参加割合が高い傾向。

◆地域活動に参加したきっかけは地域の慣習やルール

全県的に地域活動参加のきっかけは「地域の慣習やルール」が最も多いが、山間部ではその割合が高い。

◆地域活動への参加（活動のスタイル）は、自治会活動、町内会活動が最も多い

全県的に活動のスタイルは「自治会・町内会活動」が最も多い。「NPOなどのボランティア・市民活動」は1割未満。

1. まちづくりに対する動き

(1) 「新しい公共」の構築

- ・基礎自治体は地域において包括的な役割を果たす。
- ・住民サービスを行うのは行政のみではなく、各種団体等と協働し新しい公共空間の形成を目指す。

(2) 自治基本条例（平成18年篠山市条例第32号）

平成18年に施行された「篠山市自治基本条例」は、「自己決定」、「自己責任」という自治の原則を踏まえながら、恒久的な都市経営理念と行政運営の基本を定めるとともに、市民と行政の役割と責務（「住民自治」と「団体自治」）を明らかにした。

篠山市自治基本条例（H18）

第3条（参画と協働によるまちづくり）

市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

第4条（市政運営の基本）

- 2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第20条（コミュニティの意義と支援）

コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。

- 2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するものとする。
- 3 市はコミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。

2. 地縁型組織のまちづくり

自治会 篠山市誕生以前より、地域で最も身近で基礎的な住民組織である自治会を中心に、環境美化や助け合いやイベントなど自治会内での活動が展開。

まち協 篠山市誕生後は、篠山市100人委員会やまちづくり委員会、女性委員会をはじめとする各種委員会の活動をふまえつつ、全市的または旧6町単位であったものを、より身近である小学校区単位の組織を編成して課題解決に向け地域が主体的に取り組むことが提案された。

【まちづくり協議会とは】

まちづくり協議会は、地域の将来像を共有し、“住みよい地域”の実現に向け取り組

んでいく組織で、地域内の各種団体・個人等が“ともに考える場”を持ち、合意により地域の課題解決や「将来こうありたい」というビジョン（地域の目標）に向かった取り組みと運営を行う旧の小学校区を単位とした組織である。

3. テーマ型組織のまちづくり

地縁型組織と並行して、市内では過去からボランティア団体による活動のほか近年ではNPO法人による活動も見られるようになった。

また、伝統を有する団体や新たに誕生した団体による各種の活動も行われており、篠山の名を広く発信している事象も現れている。

活動内容は、安全安心、福祉、環境、文化、スポーツ、国際交流、多文化共生等々多岐にわたっている。

4. 市民活動支援体制の整備

(1) 組織

市役所内に 市民活動を推進する部署（市民協働課）を設置（H20）

地域コミュニティ組織【地縁型】

・・・・・・まちづくり協議会の設立や運営支援を開始（H18）

NPO・ボランティア等の活動団体【テーマ型】

・・・・・・篠山市民プラザの開設、運営（H22）

(2) 事業（支援策の整備）

【地縁型】（H21）

財政・・・・一括交付金化（既設の補助金の一括 + 活動支援）
※兵庫県 県民交流広場事業（H17～）

情報・・・・連絡会、学習会の開催、情報提供便

人的・・・・まちづくり支援員

【テーマ型】（H22）

財政・・・・機器の設置、貸し出し
※兵庫県 新しい公共支援事業（H23, 24）

情報・・・・情報発信、情報提供、マッチング、学習会の開催

人的・・・・相談員の配置